

2011年10月19日

各 位

会 社 名	The Dow Chemical Company
代 表 者 名	会長、社長兼最高経営責任者 アンドリュー・N・リバリス (コード番号 4850 東証市場第一部)
問 合 せ 先	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋 元 勉 (Tel : 03-3511-6113)

附属定款変更に関するお知らせ

当社附属定款の変更につき、添付1の通りお知らせ致します。添付1は当該変更部分の抜粋であり、変更箇所には取消線または下線を付してあります。

( 訳 文 )

# ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー

## 附 属 定 款

(2010年 2月 10日改定の上再採択。)

(中略)

### 第 4 節

#### 取締役会の諸委員会

(中略)

#### 4.1 委員会の設置と構成

取締役会における常設委員会には、監査委員会、報酬・指導力開発委員会、統治委員会および環境・健康・安全・技術委員会があり、本第 4 節によりそれぞれに課された義務、および取締役会総員の過半数により通過した決議により随時各委員会に課されたその他の義務を負う。本附属定款に規定される場合を除き、上記の各常設委員会は、一名以上の取締役および取締役会が随時決定するその他の関連職務在職委員から構成される。各常設委員会の委員長は、取締役会総員の過半数によりその委員会の中から任命される。各常設委員会の委員は、取締役会総員の過半数により選出される。各常設委員会の欠員は、取締役会総員の過半数の投票により補充される。取締役会は、当社またはその子会社の幹部従業員を、各常設委員会の関連職務在職委員として任命することができる。常設委員会の関連職務在職委員は、各々の属する委員会のすべての会議に出席し、その審議に参加する権利を有するが、議決権はなく定足数にも数えられない。各常設委員会は、自らその手続規定を確立し、同規定の定める場所および要領に従って会議を開催するが、定足数として構成員の過半数の出席を要する。取締役会は、取締役会総員の過半数による決議をもって、その指定する権限および構成員により特別委員会を随時任命することができる。

(中略)

#### 4.5 環境・健康・安全・技術委員会

環境・健康・安全・技術委員会は、下記を有する。

(a) 現在の当社の環境、健康、安全に関する方針と実施状況について評価し、その優れた水準の維持向上に関して取締役会および経営陣に対し提案を行う権限と責任。

(b) 監督責任。

また、環境・健康・安全委員会は、企業の社会的責任および当社の社会的評判に影響を与える事項に関して取締役会に助言を行う。同委員会の責任の範囲は、当社の公益管理、社会的貢献、事業運営上の国際規範および企業評価管理に及ぶ。当社の方針と慣行が肯定的に受け止められることが価値ある財産であるとの認識に立って、同委員会は、これらの受け止められ方を監視し、取締役会と経営陣に対し、当社の公的評価を常に高めるよう提案する。

(c) 当社の戦略および計画に関する活動の全段階において、当社の科学技術能力を全ての側面から評価し、当社の科学技術能力を継続的に強化するために取締役会および経営陣に対し提案を行う監督責任。

(後略)